

セクション6 リスク評価を踏まえたリスク対応～主に、330「評価したリスクに対応する監査人の手続」、500「監査証拠」～

＜Q6-01＞ リスク・アプローチとは何か、簡潔に述べなさい。

【解答例】（P90）

- ・「リスク・アプローチ」とは、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項に重点的に監査の人員及び時間を充てることにより、監査資源の制約があるなかで効率的に、財務諸表における重要な虚偽表示を看過しないという監査の効果（目的）を達成する方法をいう。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・＜Q4-01＞のとおりです。

＜Q6-02＞ リスク・アプローチに基づく監査を行うにあたって、リスクに対応した手続はどのように計画されるのか、適宜リスクの種類やリスクの高低に応じた場合分けをして、述べなさい。なお、財務諸表における不正についても念頭に置くこと。

【解答例】（P90、P99、P110～P113、P118、P220～P222）

（リスク・アプローチにおけるリスク評価手続とリスク対応手続の関係性について）

- ・リスク・アプローチに基づく監査において、**リスク対応手続の計画にあたっては、重要な虚偽表示リスクが識別・評価されていることが前提となる**。当該リスクに関連性をもたせた対応を図ることが重要となることから、**まずリスク評価手続の実施が必要となる**（P99）。この際に、職業的懐疑心をもって不正リスクに関しての評価を行う必要がある（P220）。

（財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクについての対応について）

- ・識別された**財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク**についてはそのリスクの程度に応じて、補助者の増員、専門家の配置、適切な監査時間の確保等の**全般的な対応**を計画する（P110、【監基報】330「評価したリスクに対応する監査人の手続」.4）。なお、当該リスクが不正によるものである場合には、企業が想定しない要素を組み込むことなどを計画する（P222、【監基報】240.28）。

（財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスクに対するアプローチについて）

- ・識別された**財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスク**については、その暫定的なリスク評価の結果に応じて、**運用評価手続、実証手続、あるいは両者の組合せによるリスク対応手続の実施を計画する**（P111、【監基報】330.A4）。なお、当該リスクが不正による場合には、より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手するための手続を計画する（P221、【監基報】240.29）。

（財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスクに対する運用評価手続について）

- ・**財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスク**について、（イ）アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを評価した際に、内部統制が有効に運用されていると想定する場合（すなわち、実証手続の種類、時期及び範囲の決定において、内部統制の運用評価手続の実施を計画している場合）、（ロ）実証手続のみでは、アサーション・レベルで十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合には**運用評価手続を計画する必要がある**（P112、【監基報】330.7）。当該リスクが特別な検討を必要とするリスクである場合、当年度の監査において当該リスクに関する内部統制の運用評価手続を実施することを計画する必要がある（P118、【監基報】330.14）。
- ・なお、財務諸表項目（アサーション）レベルの虚偽表示リスクについて、運用評価手続を実施した結果、重要な虚偽表示リスクが高いと判断した場合には**発見リスクを低くするために実証手続を充実させるよう計画し、逆に重要な虚偽表示リスクが低いと判断した場合には発見リスクを高くしても構わないことから通常実証手続を軽減するよう計画することを検討する**（P113）。

(財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスクに対する実証手続について)

- ・財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクについて、重要な又は重要性のある取引種類、勘定残高又は注記事項に関するものについては必ず実証手続を計画する必要がある(P113、【監基報】330.17)。当該リスクが特別な検討を必要とするリスクである場合、そのリスクに個別に対応する実証手続を実施することを計画しなければならない、(もし運用評価手続を並行して実施せず)実証手続のみを実施する場合には詳細テストを計画する必要がある(P118、【監基報】330.20)。

(経営者による内部統制の無効化リスクに対する対応について)

- ・経営者による内部統制の無効化リスクは全ての企業に存在する不正リスクであり、特別な検討を必要とするリスクでもあることから(【監基報】240.30)、当該リスクに対応する手続、具体的には、①仕訳テスト、②会計上の見積りにおける経営者の偏向の有無の検討、③通例ではない取引の事業上の合理性の検討については必ず計画する必要がある(P221、【監基報】240.31)。

㊦ワンポイントアドバイス！

- ・重要な虚偽表示リスクに、 $+\alpha$ (不正リスク or 特別な検討を必要とするリスク) する、といった考え方・流れです。
- ・【図表8】参照。〈Q4-02〉も参照のこと。

〈Q6-03〉内部統制の運用評価手続を実施しなければならない場合はどのような場合か、逆に、実施する必要がない場合はどのような場合か、それぞれの理由も含めて簡潔に述べなさい。(実施しなければならない場合については暗記不要)

【解答例】(P112)、論文対策問題集 2-5-1

(実施しなければならない場合)

- ・内部統制の運用評価手続を実施しなければならない場合は、次の場合である(【監基報】330.7)。
 - (イ) アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを評価した際に、内部統制が有効に運用されていると想定する場合(すなわち、実証手続の種類、時期及び範囲の決定において、内部統制の運用評価手続の実施を計画している場合)
 - (ロ) 実証手続のみでは、アサーション・レベルで十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合
- ・なぜなら、(イ)の場合には、運用評価手続を実施し内部統制の有効性が確かめられた場合には、試査による項目の抽出件数を減らすなど実証手続を軽減することができる一方で、より重要な財務諸表項目の検討に重点を置くことができるなど、監査全体として**監査資源の最適化(効率的な資源配分)**が図れるためである。また、(ロ)の場合には、実証手続のみでは、アサーション・レベルで十分かつ適切な監査証拠を入手できないことから、財務諸表項目について重要な虚偽表示がないことについての十分かつ適切な監査証拠を得るためには(すなわち、重要な虚偽の表示がないという**監査の効果性**を果たし監査の目的を達成するためには)、内部統制に依拠した監査を計画し実施しなければならないためである。

(実施する必要がない場合) (=上記の(イ)の条件が以下のように充たされないケース) (P77)

- ・(ハ)内部統制を理解した結果、アサーションに関連する内部統制が存在しない場合(内部統制が適切に整備されていない場合)
- (ニ) アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを評価した際に、内部統制が有効に運用されていると想定しない場合
- ・なぜなら、これらの場合、運用評価手続を実施しても、内部統制の有効性は確かめられず、内部統制に依拠した監査は実施できないばかりか、却って監査資源の無駄遣いとなり、**監査の効率性を阻害**するためである。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・ **監査手続の選択**は、必ずリスク・アプローチの考え方、すなわち、監査の「**効果性**」と「**効率性**」の二軸で考えるようにしましょう。
- ・ 実証手続のみでは、アサーション・レベルで十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合とは、次のような例をイメージとしてもおきましょう。
 - － ダイソー（100 均）のように、個々の取引額はごくごく少額だが取引（仕訳）量が膨大であるような商品売上高の実在性（＝つまり、監査人が実証手続を実施したとしても少額の虚偽表示の有無しか確かめることができず、商品売上高という母集団全体の 0.0・・・%程度しか検証したことにならないため、実証手続のみでは商品売上高の実在性は確かめられない。）
 - － 楽天証券のような**ネット証券**のように、店舗がなく、個々の顧客との書面でのやりとりもなく、すべてがインターネットあるいは携帯電話だけで完結するような販売手数料売上高の実在性（＝つまり、監査人が直接検証できるものがデータのみで、外部証拠が殆どない、また、監査人が実証手続を実施したとしても少額の虚偽表示の有無しか確かめることができず、販売手数料売上高という母集団全体の 0.・・・%程度しか検証したことにならないため、実証手続のみでは販売手数料売上高の実在性は確かめられない。また、高度に情報処理化が図られているため、販売手数料売上高の計算の正確性は、IT（情報処理システム）の有効性に依存しており、当該システムやその内部統制の有効性を確かめなければ販売手数料売上高が全体として正しいと言うことができない。）

＜Q6-04＞監査人がリスク対応手続を実施することによって立証しなければならない財務諸表項目（アサーション）の監査要点について、監査基準で例示されているものを列記しなさい。また、売掛金という財務諸表項目（アサーション）を例にとって、監査人が立証しなければならない監査要点の内容を具体的に説明しなさい（監査対象会社をA社、流動資産の売掛金の貸借対照表上の帳簿価額を1億円、売掛金に係る貸倒引当金（流動）は1百万円（いわゆる率引当によって計算されたもののみ）、監査対象期を7期としなさい。）。（監査要点への当てはめの方法と内容の理解が重要です。）

【解答例】（P49）、論文対策問題集 2-2-3

（監査基準における監査要点について）

- ・次の監査要点である（監査基準・第三 実施基準・一 基本原則 3）。

実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性

（監査人が売掛金について立証しなければならない監査要点の具体的な内容について）

監査要点	具体的な内容（（注）言い方は例示なのでこのまま覚える必要なし）
実在性	A社の7期末の貸借対照表に計上されている売掛金1億円は、売上高の対価として実際に存在し、架空のものではない。
網羅性	A社の7期末の貸借対照表に計上すべき売掛金は、1億円以外にはなく、簿外とされたものはない。
権利と義務の帰属	A社の7期末の貸借対照表に計上されている売掛金1億円は、全て顧客との取引から生じたA社に帰属する債権である。
評価の妥当性	A社の7期末の貸借対照表に計上されている売掛金1億円について、得意先別個々にみて財政状態等に問題のある得意先はいないことから個別評価の対象となる債権はなく、貸倒引当金は率引当によって計上された1百万円で十分かつ正確である。よって、将来9千9百万円は回収（キャッシュ・フローの流入）が見込まれる。
期間配分の適切性	A社の7期末の貸借対照表に計上されている売掛金1億円は、7期末に計上してよい売掛金である（→具体的には、7期以前に売上高が計上された売掛金である、また、8期の売掛金が含まれていない。）
表示の妥当性	A社の7期末の貸借対照表に計上されている売掛金1億円には個別評価の対象となる破産更生債権等は含まれておらず全て一般債権であることから、貸借対照表の流動資産の区分に表示して問題ない。また、この売掛金のなかには、受取手形、電子記録債権、契約資産は含まれていない。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・このように、売掛金について6つの監査要点が立証できれば、売掛金に重要な虚偽表示はなく、売掛金の期末残高は適切であるといえることになります（P48）。このように財務諸表項目について監査要点を立証し十分かつ適切な監査証拠を積みあげた結果、財務諸表全体に対する意見形成の基礎を得ることとなります（P48）。
- ・この問題を例にとって、日頃から財務会計論の問題をみて、いろいろな貸借対照表項目、損益計算書項目について立証すべき監査要点の内容について考えてみましょう！
- ・この問題のように、「アサーション」という用語が財務諸表項目（取引種類、勘定残高又は注記事項）として使用されるケースもありますし、監査要点として、あるいは、（本来的な）経営者の主張として使用されるなど、多義的に使用されます。論文式試験上は監査要点と同義で使用されることが多いと思いますが、どういう意味で使用されているかに注意しましょう。
- ・監査基準上列記されている監査要点は上記のとおり6つですが、実はもう少し細かく監査要点（アサーション）が定義されています。監査要点（アサーション）については、【監基報】315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」A177以下に定義がありますので、この規定の存在は必ず覚えておきましょう。

＜Q6-05＞株式上場を目指す株式会社（上場準備会社）については、利益額自体が上場審査の審査項目となっていることから、一般的に利益を継続的に計上することについて強い動機があると考えられる。そこで、利益を計上するという不正を念頭に置いた場合、監査人は一般的にどの財務諸表項目のどのような監査要点に留意してリスク対応手続を計画し実施する必要があると考えられるか、簡潔に述べなさい。

【解答例】

- ・監査人は一般的に次のような監査要点に留意してリスク対応手続を計画し実施する必要がある。
 - － **収益の実在性（発生）**（例えば、売上高を架空計上していないか）★
 - － **費用や損失の網羅性**（例えば、経費を簿外にしていないか、貸倒引当金繰入額、棚卸資産評価損、減損損失等の計上を回避していないか）☆◎
 - － **資産の実在性**（例えば、架空の売掛金を計上していないか）★
 - － **負債の網羅性**（例えば、買掛金や未払金を簿外にしていないか、敗訴が見込まれる裁判について損害賠償損失引当金を認識しているか）☆
 - － **資産の評価の妥当性**（例えば、売掛金について漏れなく正確に貸倒引当金が計上されているか、正しく棚卸資産に関して評価を実施し棚卸資産評価損が漏れなく正確に計上されているか、正しく固定資産に関して減損テストを実施し減損損失が漏れなく正確に計上されているか）◎

◎ワンポイントアドバイス！

- ・株式を上場させるためには、主幹事証券会社及び東京証券取引所の審査が必要です。特に、一定の市場では数値による形式基準を満たさなければなりません。形式基準には、直近1年間の売上高が100億円以上、直近1年間の利益の額が1億円以上、あるいは最近2期間の利益の合計額が25億円以上といったものがあることから、**上場準備会社には売上高あるいは利益を計上することに強い動機**（不正のトライアングルの一要素（P218））**がある**と言われます。
- ・複式簿記ですから、上記の★、☆、◎がそれぞれ関係しあうことになります。
- ・学習法の（その3）も参考にしてください。
- ・その他論文式試験上の注意点としては、**注記**（代表的には、継続企業の前提に関する注記（P235）や偶発債務の注記（P210））の**網羅性及び表示の妥当性**が挙げられます。昨今の監査実務でも注記の重要性が謳われていますので、この視点も忘れないようにしてください。

＜Q6-06＞不正の一般的な特徴を述べるとともに、この特徴を踏まえて財務諸表における不正について監査人はどういった責任を有するか述べなさい。

【解答例】（P216、P219）

- ・不正は不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役等、従業員又は第三者による**意図的な行為**（【監基報】240.10.(1)）であり、それを**隠蔽**するために巧妙かつ念入りに仕組まれたスキームや、**共謀を伴う**ことがあることから、不正による重要な虚偽表示を発見できない可能性は誤謬による重要な虚偽表示を発見できない可能性よりも高い（【監基報】240.6）という特徴がある。
- ・監査には監査の固有の限界があるなかで（【監基報】200.A44 以下、A50、A51）、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得る責任があることから（【監基報】240.5）、監査人は、合理的な保証を得るために、経営者が内部統制を無効化するリスクを考慮するとともに、誤謬を発見するために有効な監査手続が不正を発見するためには有効でない可能性があるということを認識し、監査の過程を通じて職業的懐疑心を保持する責任がある（【監基報】240.8）。

◎ワンポイントアドバイス！

監基報に規定はありますが、不正は常に論文式試験で出題される可能性があるため、上記の規定やその意味内容はスラスラといえる必要があります。

<Q6-07>次のような企業（A社・3月決算）において、監査人は通常財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示の識別及び評価、それを踏まえたリスク対応手続の計画と実施にあたって、どのような不正シナリオを想定すると考えられるか、あなたの考えを述べなさい。

- ・A社は東京に本社を置く半導体専門の輸入商社である。半導体の輸入先は主に中国、台湾である。主な得意先は国内の自動車メーカー、電機メーカーである。
- ・A社の代表取締役は高齢のオーナー社長である。その他の取締役は過去から代表取締役の部下であり、代表取締役に異議を唱えられる者はいない。
- ・社外取締役はいない。社外監査役は2名いるが、代表取締役社長が実質的に選任した腰かけ役員である。月一度の取締役会に参加しているだけで何も発言せず、特段実効的な監査は実施されていない。また、内部監査機能はあるが、社長の直轄組織であることから、社長の指示に基づく範囲でしか内部監査は実施されておらず、売上高についての会計的な検証は一切行われていない。
- ・代表取締役社長は一代で急成長を遂げた名物カリスマ社長としてTV等でももてはやされたこともあり、自社の継続的な成長、売上高及び営業利益の対前年比の増加に異常な関心がある。したがって、予算は企業環境の変化を踏まえたものではなく、前年度の実績にトップダウンで与えられた成長率を乗じて算定される。なお、会社の社是は「トップの目標の必達！」である。
- ・その他の取締役、各地域の支店長の報酬は予算の達成率によって代表取締役社長によって決定される（いわゆる業績連動型報酬制度である。）。
- ・202×期3月期においては、新型コロナウイルスの影響で国内あるいは海外とのサプライチェーンが分断され、半導体不足が慢性的に続いている状況である。
- ・監査人は、期中の分析的手続によって、202×期2月度までの累積売上高について、関東支店において、売上高及び営業利益とも予算未達であることを認識していた。
- ・監査人の監査事務所にA社の元従業員と名乗る者から匿名で関東支店の支店長が不正を行っているとの投書があった。
- ・監査人は、202×期3月期の監査にあたり、期末に分析的手続を実施したところ、関東支店の売上高がぎりぎり予算を達成した状況を認識した。また、これまで得意先ではなかった韓国のP社、国内のQ社に3月度に売上高が計上されていることを認識した。

【解答例】（P218）

- ・監査人は、財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示の識別及び評価、それを踏まえたリスク対応手続の計画と実施にあたって、次の不正シナリオを想定すると考えられる。

（以下、当てはめと結論の理由）

- ・支店長の報酬は業績に連動し代表取締役社長によって決定され、売上高等の必達に代表取締役社長が異常な関心を有していることから、関東支店の支店長は、**売上高及び営業利益の予算の達成に強い動機があり、強くプレッシャー**を受けているものと考えられる。
- ・また、監査役監査は実施されておらず、内部監査についても売上高についての会計的な検証は一切行われていないことから、**架空の売上高を計上することについての機会**がある。
- ・さらに、予算はトップダウンで与えられたものであり、A社の社是は「トップの目標の必達！」という不適切な内容であることから、如何なる手段を講じても**予算を達成することについて正当化**する組織風土があると考えられる。
- ・これらの点について、A社の元従業員と名乗る者から匿名で関東支店の支店長が不正を行っているとの投書があったこと、さらに、監査人としても2月度までは予算未達であったにもかかわらず、3月度でぎりぎり売上高予算を達成したこと、また、これまで得意先ではなかった相手方に対して3月度に売上高が計上されている点を認識している。

（以下、結論）

- ・したがって、（誰が）関東支店の支店長が、（何に）202×期3月期の売上高について、（どのように）売上高の計上についての内部統制の重大な不備を利用して、韓国のP社及び国内のQ社に対して架空売上高を計上しているのではないかと、という**不正シナリオ**を想定する。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・本問は極端な事例ですが、論文式試験でもある程度疑義なく（迷いなく）解答できるよう、与えられる前提はわかりやすく作られていることが多いです。
- ・不正が疑われるような問題、あるいは、不正リスク、あるいはその前提となる不正リスク要因が示唆される問題では、必ず**不正のトライアングルの3つの観点**（「**動機・プレッシャー**」、「**機会**」、「**姿勢・正当化**」）から状況を読み解いてそれぞれの観点に当てはめて解答するようにしましょう。これらをもとに、**誰がどこにどのような不正を行う可能性があるか**を検討するのか「**不正シナリオ**」です。
- ・本問では、次のように当てはめられます。上記の解答は例にすぎませんし、暗記は必要ありません、どのようにすれば解答を導き出せるかご自身の頭の**解答プロセス**を養ってください。

不正のトライアングルの要素	事例の前提	不正シナリオの結論
動機・プレッシャー	・カリスマオーナー社長の存在 ・対前年比ベースの予算の押し付け ・トップの目標の必達！という社は業績連動型報酬	（誰が）関東支店の支店長 （何に）202×期3月期の売上高（どのように） 売上高の計上についての内部統制の重大な不備を利用して、韓国のP社及び国内のQ社に対して架空売上高を計上
機会	・監査役監査の未実施/形骸化 ・形式的な内部監査機能/形骸化	
姿勢・正当化	・対前年比ベースの予算の押し付け ・トップの目標の必達！という社は	

- ・ちなみに、本問では、「オーナー企業で、取締役会や監査役が機能不全」、「不適切な経営方針や経営姿勢」といった**統制環境（P70）の不備**などが、**財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク（P110）**として識別されと考えられますが、この設問では直接的には問われていないため、解答として直接的に言及すると不適切と判断されます。問題をよく読んで何を記載するのかについてもしっかり絞り込みできるようにしましょう。

<Q6-08>監査人が実施する実証手続の目的について、簡潔に述べなさい。

【解答例】（P100）

監査人が実施する実証手続は、重要な虚偽表示リスクの評価の結果を受けて決定した発見リスクの水準に応じて実施するが、その目的は**財務諸表項目（アサーション）における重要な虚偽表示を看過しないこと**にある（【監基報】330.3(2)）。

＜Q6-09＞次の資産項目について「実在性」という監査要点の立証にあたって一般的に有効だと考えられる実証手続について、具体的に述べなさい。（代表的なものは暗記必要ですが、丸暗記ではなく考え方をマスターしてください。）

- ①現金、②預金、③売掛金、④商品、⑤未成工事支出金、⑥非上場株券発行会社の有価証券、⑦年金資産（前払年金費用）

【解答例】（P49、P52、P53）

資産の「実在性」という監査要点の立証にあたって一般的に有効だと考えられる実証手続は次のとおりである。

財務諸表項目 (アサーション)	何を基に（何に対して）実施する、実証手続か
①現金	貸借対照表等に計上されている現金残高について、その内訳明細である現金明細書から支店や営業所等を抽出して、現金を 実査
②預金	預金残高について、取引先金融機関に対して 残高確認 （（※1）（※2））、あるいは、通帳や当座勘定照合表等の期末日の残高を閲覧
③売掛金	貸借対照表等に計上されている売掛金残高について、その内訳明細である得意先別売掛金明細書から、得意先を抽出して、積極的 確認
④商品	工場リスト、支店・営業所リスト等から抽出して、期末日に 棚卸立会 （※3）
⑤未成工事支出金	仕掛品明細書から建設工事案件を抽出して、期末日に 現場視察
⑥非上場株券発行会社の有価証券	貸借対照表等に計上されている投資有価証券残高について、その内訳明細である投資有価証券明細書から投資先を抽出して、株券を 実査
⑦年金資産（前払年金費用）	貸借対照表等に計上されている年金資産（前払年金費用）について、運用委託先（※4）に対して、 残高確認

（※1）通常項目（例：普通預金、貸付金、デリバティブ取引等）のみを明示した**ブランク確認**を実施します。ブランク確認を実施することで、同時に「**網羅性**」に関する監査証拠も得られるためです。

（※2）また、実在性のほかに簿外負債の有無（即ち、借入金等の負債の「**網羅性**」）を確かめる目的で通常取引先金融機関全てに実施します。

（※3）立会（主に実在性や状態（評価の妥当性）の検証のための状態を確かめる）実査、（主に網羅性を確かめるために工場の在庫の保管場所の）巡回視察、（主に内部統制の運用状況を確認するために会社の棚卸が会社担当者2人1組で実施されていることの）観察などを含む複合的な監査手続です（＜Q6-14＞参照。）。

（※4）通常信託銀行が相手先となります。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・実在性はすでに財務諸表やその基となる会計記録である各種の帳簿に計上されたものが本当に実在しているかを確かめるものです。したがって、財務諸表等から項目を抽出したうえで、財務諸表等に計上した際の元資料（根拠となる証憑書類）等を閲覧してそれが財務諸表等の記録と合っているかどうかを照合すればよい、ということになります。
- ・実在性を確かめる基となる、財務諸表項目（アサーション）の明細が記録された書類の名称は、特に決まったものが定まっているわけではないので、それらしい名称であれば ok です（「**勘定科目名＋明細書**（or 内訳書）」と書けば誤りにはなりません。）。
- ・具体的な証憑書類の名称が思い浮かばず困ったときには、最悪「**××を計上する根拠となった証憑書類の閲覧・照合**」としても何点か配点される可能性があります。諦めずに書きましょう。
- ・困ったときには「質問」でも（何も書かないよりは）ましですが、質問は他の実証手続よりも監査証拠としての証明力は弱いので（【監基報】500.A2）、これだけでは十分かつ適切な監査証拠とはなりません。論文式試験では劣後して書くようにしてください。
- ・一般的に「帳簿突合」は会社の会計記録（各種伝票、仕訳帳、総勘定元帳、試算表）間、あるいは、当該会計記録と財務諸表とを突き合わせる手続です。会社が作成した内部資料間での突合であることから監査証拠としての証明力（信頼性）は高くはありません。（質問と同様）論文式試験では劣後して書くようにしてください。

<Q6-10>次の資産項目について「評価の妥当性」という監査要点の立証にあたって一般的に実施しなければならないと考えられる実証手続について、具体的に述べなさい。（代表的なものは暗記必要ですが、丸暗記ではなく考え方をマスターしてください。）

①売掛金、②商品、③未成工事支出金、④土地、⑤非上場有価証券、⑥のれん、⑦繰延税金資産

【解答例】

資産の「評価の妥当性」という監査要点の立証にあたって一般的に実施しなければならないと考えられる実証手続は次のとおりである。

財務諸表項目 (アサーション)	具体的な実証手続
①売掛金 (貸倒引当金)	- 得意先別売掛金明細書をもとに得意先別に年齢調べ(※1)を実施する - 特定の得意先については、財務諸表等を入手・分析を実施して流動比率、当座比率、現預金比率などの財政状態、支払能力を把握する - 年齢調べや財務諸表分析によって、売上日から相当期間経過している得意先、あるいは、所定の入金期日を経過している得意先等については、経営者等に回収可能性の見解とその根拠を質問するとともに、期末日前後の入金状況及び請求に対する入金の有無について、通帳等を閲覧して確かめる
②商品 (棚卸資産評価損)	- 棚卸立会を実施し、商品の物理的状況や賞味期限等を把握する - 商品別明細書をもとに商品別に年齢調べ(※2)を実施する - 年齢調べによって、仕入日から相当期間経過していて殆ど販売実績のない商品、あるいは、商品在庫の保有水準が直近の販売実績と比較して相当量ある商品等については、経営者等に販売可能性の見解やその根拠を質問するとともに、今後の販売計画等を閲覧してその実現可能性を確かめる - 正味売却価額としての時価がある商品については時価を調査し、帳簿価額と比較する - 処分見込価額まで切り下げる方法を採用している商品については、企業が算定した処分見込価額の合理性を検証したうえで、当該処分見込価額まで切り下げしているかどうか再計算して確かめる - 定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用している商品については、企業が策定した切り下げルールの合理性を検証したうえで、当該ルールにしたがって定期的に切り下げしているかどうか再計算して確かめる
③未成工事支出金 (工事損失引当金)	- 顧客との工事請負契約書を閲覧し請負金額と、仕掛品残高又は実行予算における見積工事総原価を比較する 現場視察を実施し、仕掛品の物理的状況や工事の進捗状況等を把握する - 仕掛品明細書をもとに案件別に年齢調べ(※2)を実施する - 年齢調べによって、受注日あるいは工事着工日から相当期間経過している案件、あるいは、工事請負契約書の指定納期を超えている案件については、経営者等に今後の工事の施工予定を質問するとともに、今後の工事計画等を閲覧してその実現可能性を確かめる
④土地 (減損損失)	- 会社が行った減損テスト(減損の兆候の把握、減損の認識の判定、減損損失の測定)の資料を閲覧し、減損損失の認識が適切か再計算する - その過程で、不動産鑑定士(※3)から不動産鑑定評価書を入手し、帳簿価額と比較する(※4)
⑤非上場有価証券 (投資有価証券評価損)	- 投資先の財務諸表等を入手・分析し、財政状態を把握する - 投資時及び期末日時点の1株当たり純資産を再計算し、財政状態の著しい下落の有無を把握する - 著しい下落がある場合には、経営者等に帳簿価額までの回復可能性の見解やその根拠を質問するとともに、投資先の今後の事業計画等を閲覧してその実現可能性を確かめる
⑥のれん (減損損失)	- 会社が行った減損テスト(減損の兆候の把握、減損の認識の判定、減損損失の測定)の資料を閲覧し、減損損失の認識が適切か再計算する - その過程で、のれんの評価の専門家(※3)からののれんの評価額に関する評価書を入手し、帳簿価額と比較する(※4)

⑦繰延税金資産 (法人税等調整額)	・企業が、自身の会社分類を会計基準等にしがたい適切に判断していることを確かめる。 ・税効果会計の計算表を閲覧し、一時差異等が適切にスケジューリングされていること、一時差異等加減算前課税所得が適切な根拠をもって見積られていることを確かめる ・上記の一時差異等加減算前課税所得の計算のもととなる、今後の中長期事業計画を入手し、取締役会において正式にオーソライズ（承認）されていることを確かめる ・上記の、一時差異等加減算前課税所得の見積りのもととなる、今後の中長期事業計画について、経営者等の実現可能性の見解やその根拠を質問するとともに、今後の販売計画、生産計画、店舗等の出店計画を含む投資計画、採用計画等その他の計画との整合性とその実現可能性を確かめる ・上記の、一時差異等加減算前課税所得の計算のもととなる、今後の中長期事業計画について、経営者の意思に深く関係するタックスプランニング（※5）については、経営者の意思を確かめるための経営者確認書を入手する
------------------------------	--

- (※1) **売掛金の年齢調べ**とは、いつ当該得意先に対する売掛金（売上高）が計上されたか、当該売掛金の当初入金予定日はいつだったか、当初入金予定日から期末日まで何日経過しているのかを調査するものです。年齢調べによって、当初入金予定日を過ぎている売掛金、期末日までに相当期間経過していることが判明した売掛金は、回収可能性が低下していると考えられます。
- (※2) **商品の年齢調べ**とは、いつ商品を仕入れて、期末日までに何日販売されずに在庫として計上されているかを調査するものです。また、**未成工事支出金の年齢調べ**とは、いつ工事に着工し、期末日までに何日経過しているのかを調査するものです。これらの年齢調べによって、棚卸資産が今後販売できる可能性があるのか、工事がストップしていて売上が計上されない可能性はないのかといった情報が得られる可能性があります。
- (※3) 不動産鑑定士やのれんの評価の専門家は、会計及び監査以外の専門家ですので、これらの専門家を**監査人**が利用する場合には【**監基報**】620「専門家の業務の利用」に沿った検討も必要になります。
- (※4) これらの資産のグルーピングが妥当かどうかの検討も必要です。
- (※5) 例えば、含み益のある不動産を売却することで課税所得を捻出するといったものです。

㊦ **ワンポイントアドバイス！**

- ・「確認」という手続と区別するために、確かめるという文脈では「確認する」ではなく、「把握する」、「検証する」といった語句を使用するようにしてください。
- ・実証手続を問う問題のなかでも特に「評価の妥当性」を問う問題は頻出論点です。「**評価の妥当性**」＝「**会計上の見積り**」の論点です。本問を通じて頑張ってマスターしましょう！
- ・上記の会計上の見積りについては、【**図表 3**】も参考にしてください。
- ・財務会計論の知識をフルに活用してください。これから財務会計論で会計上の見積りに関する問題が出題された場合には必ず監査論の会計上の見積りと関連付けて理解するように努めてください。本来どのような仕訳が必要で、もし適切に会計上の見積りが行わなければどのような仕訳が行われないか、ということを考えてみてください。その差分が「虚偽表示」です。
- ・さらにそのうえで、ご自身が監査法人の担当者であったとして、企業が行った会計上の見積りの合理性をどのようにして確かめるのか、企業の見積り方法に沿った検討の流れを考えてみましょう。そうすれば、論文式試験に怖いものなしです！

＜Q6-11＞次の負債項目について「網羅性」という監査要点の立証にあたって一般的に有効だと考えられる実証手続について、具体的に述べなさい。（代表的なものは暗記必要ですが、丸暗記ではなく考え方をマスターしてください。）

- ①買掛金、②資産除去債務、③訴訟の被告となっている企業における損害賠償損失引当金、④原則法を採用する企業の退職給付債務、⑤借入金

【解答例】

負債の「網羅性」という監査要点の立証にあたって一般的に有効だと考えられる実証手続は次のとおりである。

財務諸表項目 (アサーション)	具体的な実証手続
①買掛金	・ 期末日前後の仕入先に対する注文書綴り、仕入先からの納品書綴り、請求書綴り等を通査する ・ 上記の結果、期末までに納品された仕入、役務提供が完了した業務について、仕訳され財務諸表等に買掛金として計上されていることを確かめる
②資産除去債務	・ 工場リスト、支店リスト、営業所リスト等を閲覧し、将来資産の撤去が必要と考えられる賃借物件を把握する ・ 賃貸主との賃貸借契約証書を閲覧し、資産の撤去義務（原状回復義務）の有無を把握する ・ 上記によって把握した資産の撤去義務（原状回復義務）について適切に資産除去債務の計算が行われ、財務諸表等に資産除去債務として計上されていることを確かめる
③訴訟の被告となっている企業における損害賠償損失引当金	・ 経営者（必要に応じて法務担当者を含む企業内部の他の者）への質問 ・ 取締役会の議事録及び必要に応じて監査役等の議事録の閲覧、並びに企業と顧問弁護士との間の文書の閲覧 ・ 法務関連費用の検討（以上【監基報】501「特定項目の監査証拠」.8） ・ その他、企業の顧問弁護士との直接的なコミュニケーションとして、顧問弁護士に対する確認（【監基報】501.9）、敗訴の可能性について顧問弁護士の見解の入手 ・ いわゆる引当金の4要件に照らして引当金を認識する必要があるかどうかの検討
④原則法を採用する企業の退職給付債務	・ 年金数理人（※）に対する残高確認
⑤借入金	・ 金融機関等の貸付人に対する残高確認

◎ワンポイントアドバイス！

- ・ **網羅性**は**財務諸表等に計上されていないものがないか、簿外になっていないか**を確かめるものです。したがって、財務諸表等に計上する際の元資料（根拠となる証憑書類）等を閲覧して、それが仕訳などの会計記録、財務諸表等に計上されているかどうかを照合すればよい、ということになります。
- ・ 「**実在性**」と「**網羅性**」の検証は**逆矢印**と覚えておきましょう。
- ・ （※）の年金数理人（アクチュアリー）は、退職給付債務の計算を行う会計及び監査以外の専門家ですので、年金数理人を**監査人が**利用する場合には【監基報】620「専門家の業務の利用」に沿った検討も必要になります。

＜Q6-12＞次の注記について「網羅性」という監査要点の立証にあたって一般的に有効だと考えられる実証手続について、具体的に述べなさい。（代表的なものは暗記必要ですが、丸暗記ではなく考え方をマスターしてください。）

- ① 関連当事者との関係や取引に関する注記、② 偶発債務（係争事件）に関する注記、
③ 財務制限条項に関する注記

【解答例】

注記の「網羅性」という監査要点の立証にあたって一般的に有効だと考えられる実証手続は次のとおりである。

財務諸表項目 (アサーション)	具体的な実証手続
① 関連当事者との関係や取引に関する注記 (P124)	・ 監査人が監査手続の一環として入手した銀行確認状及び弁護士への確認状の閲覧 ・ 株主総会や取締役会等の議事録の閲覧 ・ 監査人が必要と考えるその他の記録や文書（例えば、【監基報】550「関連当事者」、A21）の閲覧（以上【監基報】550.14） ・ 関連当事者との取引に関する契約書の閲覧 ・ 当該取引の事業上の合理性の検討
② 偶発債務（係争事件）に関する注記 (P210)	・ 経営者（必要に応じて法務担当者を含む企業内部の他の者）への質問 ・ 取締役会の議事録及び必要に応じて監査役等の議事録の閲覧、並びに企業と顧問弁護士との間の文書の閲覧 ・ 法務関連費用の検討（以上【監基報】501.8） ・ その他、企業の顧問弁護士との直接的なコミュニケーションとして、顧問弁護士に対する確認（【監基報】501.9）、敗訴の可能性について見解の入手 ・ いわゆる引当金の4要件に照らして引当金を認識する必要があるかどうかの検討
③ 財務制限条項に関する注記	・ 金融機関等の貸付人との金銭消費貸借契約証書の閲覧 ・ 金融機関等の貸付人に対する（契約条件の）確認

◎ワンポイントアドバイス！

- ・ 財務制限条項に関する注記とは、どのような場合に借入金について期限の利益を失うのか、という内容を注記するものです。実務上は、2期連続最終赤字を計上した場合とか、純資産比率が一定率を下回った場合などが想定されます（つまり、継続企業の前提に疑義を生じさせる事象又は状況が存在するようなケースです。）。
- ・ 関連当事者取引は利益相反取引となる可能性があるため通常取締役会での承認が必要です。

＜Q6-13＞我が国において、財又はサービスが「一時点において充足される履行義務」についての「一時点」とは具体的にどの時点で売上高を認識することとされているか、簡潔に述べなさい。そのうえで、売上高の実在性（発生）という監査要点を立証するために通常必要と考えられる実証手続の内容をそれぞれ簡潔に述べなさい。

【解答例】

我が国において「一時点において充足される履行義務」についての「一時点」とは、具体的には、①出荷時点で売上高を認識する基準（出荷基準）、②顧客の検収時点で売上高を認識する基準（検収基準）がある。

①（出荷基準）の場合には、企業から顧客に対して財又はサービスが実際に出荷された事実をもって売上高を認識することになることから、企業から顧客に対して財又はサービスが出荷されたことを示す証憑書類、具体的には、運送業者等が発行した送り状控えなどを閲覧し、売上高の記録と一致しているかどうかを確かめる。

②（検収基準）の場合には、顧客が財又はサービスを検収した事実をもって売上高を認識することになることから、顧客が財又はサービスを検収したことを示す証憑書類、具体的には、得意先から入手した検収書などを閲覧し、売上高の記録と一致しているかどうかを確かめる。

＜Q6-14＞立会とはどのような目的で、具体的にどのようなことを実施する監査手続かを簡潔に述べなさい。なお、立会によって立証したい監査要点についても言及すること。（暗記不要）

【解答例】（P64）

- ・立会とは、主に棚卸資産についての**実在性**と評価の妥当性の判断のための（物理的）**状態**を確かめるために、会社が実施する実地棚卸に立ち会って実施する**複合的な監査手続**である（【監基報】501「特定項目の監査証拠」.3）。
- ・具体的には、次のような手続を実施する（【監基報】501.3）。
 - ① 実地棚卸結果を記録し管理するための経営者による指示と手続を評価すること（※1）
 - ② 実施されている棚卸手続を観察すること（※1）
 - ③ 棚卸資産を実査すること（※2）
 - ④ テスト・カウントを実施すること（※2）
- ・なお、これらの監査手続によって企業の在庫数量の確定を含む棚卸手続の信頼性に関する内部統制の有効性について確かめられたり（【監基報】501.A2）、実地棚卸記録の網羅性や正確性を確かめることを通じて、財務諸表に計上される棚卸資産の**網羅性や正確性**についての監査証拠を入手することがある（【監基報】501.A2、A7）。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・棚卸の立会については過去1度論文式試験で出題されたことがあります。細かくは問われない（問われても没問となる可能性が高い）ので、大雑把にイメージを押さえておきましょう。
- ・（※1）については、まさに企業が実施する**棚卸手続の信頼性**を確かめることになりますので、内部統制の整備及び運用評価手続といえます。なお、上記のとおり実在性や状態、網羅性や正確性についての監査証拠も得られますので、そういう意味で複合的な監査手続といえます。
- ・③④については、監基報上区別されていますが、実務上はテスト・カウントのなかに実査を含める整理が一般的です。つまり、「テスト・カウントとして実査する」という言い方が使用されますので、厳密に使い分けする必要性はありません。なお、テスト・カウントには、在庫が保管されている工場や倉庫を**巡回して視察**する（ぐるぐる見て回ること）といった意味合いも含まれます。これによって在庫のカウントが漏れがないかを確かめることができます。
- ・（※2）についてのイメージは次のとおりです。
 - － 棚卸資産の**実在性**を確かめるために、企業が実施した**実地棚卸記録から抽出した（在庫）品目**について実物在庫を実査して当該記録と照合し、実地棚卸記録の数量と一致しているかどうかを確かめる（【監基報】501.A7（反対に、の前））
 - － 棚卸資産の**網羅性**を確かめるために、工場や倉庫を**巡回視察しテスト・カウントによって実査した実物在庫**を企業が実施した実地棚卸記録と照合し、漏れなく実地棚卸記録に含められているかを確かめる（【監基報】501.A7（反対に、の後））

＜Q6-15＞期末日より前に棚卸の立会を実施する場合について、監査上の留意点を簡潔に述べなさい。（暗記不要）

【解答例】（P64、P114）

- ・棚卸資産の増減に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性の評価結果に基づき、期末日以外の日に実地棚卸を実施することが監査上適切であるかどうか判断しなければならない（【監基報】501.A9）。
- ・この判断のうえで、期末日前に棚卸の立会を実施する場合には、期末日前を基準日として実施した立会の結果を期末日まで更新して利用するための合理的な根拠とするため、残余期間について以下のいずれかの手続を実施しなければならない（【監基報】330.21）。
 - (1) 運用評価手続と組み合わせて、実証手続を実施すること。
 - (2) 監査人が十分と判断する場合、実証手続のみを実施すること。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・立会を実施しその後期末までの残余期間までの期間に対して手続を実施することをロール・フォワード手続というのでした（立会実施時の監査証拠を期末日まで引き延ばす手続です。）。
- ・期末日より前に実証手続を実施した場合に、必ず実証手続を実施する必要があります。

＜Q6-16＞分析の実証手続とは何か簡潔に述べたうえで、どのような目的で、具体的にどのようなことを実施する監査手続かを簡潔に述べなさい。また、分析の実証手続を立案するのはどのような場合か、簡潔に述べなさい。（暗記不要）

【解答例】（P59）

- ・分析の実証手続とは、重要な虚偽表示を看過しないために実証手続として実施する分析的手続をいう（【監基報】520「分析的手続」.1）。
- ・分析の実証手続は、利用可能な情報をもとに監査人が推定値を算出し、当該推定値と財務諸表に計上された金額とを比較・分析・検討することで、財務諸表に計上された金額の妥当性を評価するという実証手続である（【監基報】520.3、4参照）。
- ・分析の実証手続を立案するのは、他の詳細テストよりも**監査手続としての有効性（効果性）及び効率性が高いと監査人が判断した場合**である（【監基報】520.A4参照）。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・実務上、分析の実証手続は殆ど利用されません。よって、論文式試験上の重要性もありません。想像してもらえたとわかりますが、監査人がいろいろな数値を独自にインプットして推定値を算出するというのは、現在の国際化・多角化した複雑な事業環境においてとてもできるものではありません。
- ・実務上ありうるのはあまり期中変動することのない借入金にかかる支払利息についてぐらいです（（例）期首に固定利率1%の3億円が計上されていたが、期中に2億円が返済され期末に1億円となった、という場合に、支払利息は（3億円+1億円）÷2×1%という計算式により推定値200万円くらいではないか、そして企業の損益計算書に計上されている支払利息と比較・分析・検討する、といったものです。）。

＜Q6-17＞監査上企業が作成した情報（以下、企業作成情報（IPE）という。）は、監査の検討にあたって基礎資料となることから、情報としての信頼性が確保されているかの検証が重要である。企業作成情報には、例えば、建設業において各企業は各工事案件別に、請負金額（①）と、実行予算における見積工事総原価（②）とを比較し、②が①を上回っている場合には工事損失引当金を計上するようなスプレッドシートのようなものを作成していることが多い。

そこで、企業作成情報を用いて監査を行ううえで、監査上必要な対応について簡潔に述べなさい。（暗記不要）

【解答例】（P57）

監査人は、企業が作成した情報を利用する場合には、当該情報が監査人の目的に照らして十分に信頼性を有しているかどうかを評価しなければならない（【監基報】500「監査証拠」.8）。

これには、個々の状況において必要な以下の事項が含まれる。

- （1）企業が作成した**情報の正確性及び網羅性**に関する監査証拠を入手すること
- （2）企業が作成した情報が監査人の目的に照らして十分に正確かつ詳細であるかどうかを評価すること（**情報の目的適合性**）

◎ワンポイントアドバイス！

- ・実務上、企業作成情報の信頼性の検討は重要な監査上の検討事項ですので、実務家の試験委員対策として基礎は押さえておきましょう。
- ・例えば、企業作成情報には、上記の例以外にもたくさんあります。
 - － 企業が売掛金（貸倒引当金）又は在庫の評価の検討を行った年齢調べ表（滞留リスト）
 - － 企業がいわゆる工事進行基準による売上高の計上を行っている場合の進行基準売上高の計算表、すなわち、工事案件別の工事請負金額（工事収益総額）、進捗度（インプット法であれば、期末までの実際発生原価÷実行予算における見積工事総原価）、進行基準売上高の計算表

＜Q6-18＞財又はサービスが「一定期間にわたって充足される履行義務」について、建設業においていわゆる工事進行基準を適用する場合、売上高の実在性（発生）や正確性という監査要点を立証するために必要と考えられるリスク対応手続の内容を具体的に述べなさい。また、ある工事案件の売上高が架空あるいは過大に計上されていないことを確かめるために監査人はどのような点に特に留意しなければならないか、簡潔に2点述べなさい。

なお、進捗度の見積りはいわゆるインプット法、すなわち、実行予算における見積工事総原価に対する実際発生原価の割合によって測定するものとする。

【解答例】

（前段のリスク対応手続について）

- ・まず、企業がいわゆる工事進行基準を適用している場合に作成している企業作成情報について、**情報の正確性及び網羅性**を検討し、当該情報が監査人が監査要点を検証する目的に照らして十分に正確かつ詳細であるか、その**目的適合性**について評価する（（【監基報】500.8））。
- ・次に、検討の対象とした**工事請負金額（工事収益総額）**について、**顧客との工事請負契約書等を閲覧**し一致しているかどうか確かめる。
- ・また、進捗度を算定するうえでの**実際発生原価**については、工事原価の積算システムの信頼性についての運用評価手続を実施したうえで、**原価として実際に発生していること（すなわち、原価の実在性）**について仕入先からの納品書や請求書等の証憑書類を閲覧するなどして確かめる。さらに、**実行予算における見積工事総原価**については、企業の見積工事総原価の見積りに関する内部統制について運用評価手続を実施したうえで、**企業が見積りを行った見積手法、重要な仮定、データ等**を検討しその**合理性**を確かめる（（【監基報】540.21））。
- ・そのうえで、進捗度が適切に計算され、工事請負金額と乗じることで工事進行基準売上高が計算されていることについて、**再計算**を実施して確かめる。

（売上高が架空に計上されていないことを確かめるために特に留意すべき点）

- ・売上高が架空に計上されていないことを確かめるために、特に次の点に留意する必要がある。
 - ①当該工事案件に関するものではない原価を、他の工事案件から付け替えて当該工事案件の原価を水増しして計上していないかという点（**原価の付け替えを行っていないかという点**）
（つまり、進捗度の計算における分子である、**実際発生原価の過大計上（実在性）**）
 - ②当該工事案件の実行予算における見積工事総原価を過少に見積もっていないかという点
（つまり、進捗度の計算における分母である、**実行予算における見積工事総原価の過少計上（網羅性）**）

㊦ワンポイントアドバイス！

非常に難問ですが、いわゆる工事進行基準を題材にされる可能性は十分あります。特に後段について不正に売上高を架空あるいは過大に計上する方法についてしっかり理解しましょう。

＜Q6-19＞会計上の見積りについて、一般的な性質や特性を述べたうえで、一般的に監査上特段の検討が必要となることが多い理由を説明しなさい。（キーワードは暗記して使えるようになってください。）

【解答例】（P119）

- ・会計上の見積りとは、金額を直接観察できない場合に経営者により行われるものであり（【監基報】540「会計上の見積りの監査」.2）、適用される財務報告の枠組みに従って、金額の測定に見積りの不確実性を伴うものである（【監基報】540.11(1)）。
- ・見積金額の測定は経営者の知識又は経営者が用いるデータ等の影響を受け「**見積りの不確実性**」を伴い、測定結果に「**主観性**」と幅を生じさせる。また、見積りプロセスにおいて、仮定及びデータを用いた見積手法が選択適用され、**経営者による判断**が必要になることから、測定が「**複雑**」になることがある（【監基報】540.2）。このように、一般的に会計上の見積りは、これらの**固有リスク要因を伴うことから相対的に固有リスクが高い**ことがある。
- ・さらに、用いる仮定やデータ、見積手法（測定モデル）、経営者による重要な判断の程度によっては主観性や複雑性が高まり、見積りの不確実性の程度が高いことがある（【監基報】540.A21参照）。そこで、**会計上の見積りが主観性の影響を大きく受け、経営者による重要な判断が求められる場合、内部統制の固有の限界（※）により統制リスクが高い**ことがある（【監基報】540.A85）。
- ・このように、会計上の見積りは一般的に固有リスクが高く、統制リスクも高いことがあることから、監査上特段の検討が必要となることが多くなるといえる。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・具体的な見積り項目（例えば、繰延税金資産、固定資産の減損会計、資産除去債務など）に当てはめて上記の記述の具体的なイメージを捉えて、理解するようにしてください。
- ・資産除去債務（【図表3】参照）でいえば、将来の撤去費用、撤去時期という仮定やデータに経営者による判断が含まれることから、「 $\text{将来の撤去費用} \div (1 + r \text{（将来の撤去時期を基準とした国債の無リスクの割引率）})^n$ 」という見積手法（測定モデル）によって計算される資産除去債務の測定結果は主観的であるといえます。また、撤去費用が多額で、撤去時期が将来になればなるほど、見積りの幅（ボラティリティ）、すなわち見積りの不確実性も高まります。
- ・さらに、固定資産の減損会計であれば、将来キャッシュ・フローの見積期間は最長20年間で超長期間、将来キャッシュ・フローは売上高、原価、経費等の予想に基づくことから、経営者の判断の程度、主観性、複雑性、見積りの不確実性の程度はさらに高まることになります。
- ・このように、代表的な見積り項目（＜Q6-10＞参照）について、**見積手法、仮定、データは何か、その見積りにおける主観性、複雑性、見積りの不確実性（見積りにおける代表的な3つの固有リスク要因）の内容を想像しイメージを掴むようにしてください。**繰延税金資産等の個々の見積りについて、**見積手法、仮定、データ**を述べさせ、**代表的な3つの固有リスク要因へ当てはめるといふ問題の出題可能性は高い**と思われます。
- ・なお、**内部統制の固有の限界**の具体的な内容については、【監基報】200「財務諸表監査における総括的な目的」.A38などを参照してください（テキスト72頁の①～④は「財務報告に係る内部統制の評価及び報告基準」からの引用で法令基準集には規定がないので暗記が必要です。）。

＜Q6-20＞被監査会社は、ある企業から特許権の侵害に係る重大な損害賠償請求を受けているものとする。

- (1) この場合、財務諸表上どのような処理が必要になると考えられるか、適宜場合分けをして述べなさい。
- (2) (1)の処理の合理性について、監査人が、①被監査会社の顧問弁護士による判断をもとにその合理性を検討する場合、②監査人が（被監査会社の顧問弁護士以外の）弁護士を直接利用してその合理性を検討する場合、それぞれ実施する手続の相違について簡潔に述べなさい。（監基報の規定自体の存在の暗記が必要）

【解答例】（P210、P152、P153）

（(1)について）

- ・敗訴の可能性が高く、敗訴した場合の損害賠償額を合理的に見積ることができる場合には、**損害賠償損失引当金を認識**しなければならない。そのような場合以外には、**偶発債務**として損害賠償請求を受けている旨及びこれによって将来負担する可能性のある金額を財務諸表上**注記**しなければならない（P210(※2)、財務諸表等規則 58）。

（(2)について）

- ・①の場合、【監基報】500「監査証拠」.7 にしたがって、当該顧問弁護士の適性、能力及び客観性の評価など、必要な範囲の手続を実施する。また、【監基報】501「特定項目の監査証拠」.9 にしたがって、当該顧問弁護士と直接コミュニケーションを行う。
- ・これに対して、②の場合、【監基報】620「専門家の業務の利用」にしたがった手続を行う、という違いがある。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・（1）については、引当金の4要件を思いだして簡潔に当てはめしてください。
- ・試験で出題の可能性のある**偶発債務**には、上記の損害賠償請求に基づく損害賠償金以外には、**関係会社等に対する債務保証**が考えられます。関係会社等に対する債務保証も、上記と同じく引当金の4要件に照らして負担する可能性が高く、負担する金額を合理的に見積ることができる場合には債務保証損失引当金として認識、それ以外には注記となります。重要な偶発債務として注記されたものについては監査人の判断によって**強調事項**となるケースがあることも併せて確認しておきましょう（P210）。
- ・一般的な監査実務では、本設問のケースでは、上記の①のケース、すなわち、企業の顧問弁護士による判断を用いて合理性を検討するケースが多いです。また、訴訟事件の敗訴の可能性については、「**弁護士確認**」という確認手続を用いて弁護士による見解を徴取することが一般的です。
- ・このように、**経営者の利用する専門家の業務**を利用する場合には、【監基報】620「専門家の業務の利用」は適用されず、【監基報】500「監査証拠」7項、A34項～A48項を用いる点は注意してください。つまり、【監基報】620「専門家の業務の利用」は、監査人が直接業務委託により依頼する場合、あるいは直接雇用により利用する場合に適用される基準です（この考えは令和4年度論文式試験に出題済み）。

＜Q6-21＞違法行為に関しては、法令の分類に応じて監査人に求められる対応が異なる。この意味について簡潔に述べなさい。（暗記不要）

【解答例】（P231）、論文対策問題集 4-1-4

- ・まず、監査人には、企業及び企業環境を理解する際に（すなわち、監査計画の策定のためのリスク評価手続の一環で）、(1)企業及び企業が属する産業に対して適用される法令、(2)企業が当該法令をどのように遵守しているかを全般的に理解しなければならない（【監基報】250.「財務諸表監査における法令の検討」.12）。
- ・監査人に求められる対応は、この理解の過程で認識した法令の分類、すなわち、法人税法や財務諸表等規則のように①財務諸表上の重要な金額及び開示の決定に直接影響を及ぼすと一般的に認識されている法令か、②その他の法令かによって異なる。
- ・すなわち、①については、当該法令を遵守していることについて、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない（【監基報】250.13）。
- ・また、②については、財務諸表に重要な影響を及ぼすことがあるその他の法令への違反の識別に資する次の手続を実施しなければならない（【監基報】250.14）。
 - (1) 企業がその他の法令を遵守しているかどうかについて、経営者及び適切な場合には監査役等へ質問をする。
 - (2) 関連する許認可等を行う規制当局とのやりとりを示した文書がある場合には、それを閲覧する。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・論文対策問題集 4-1-4 と内容は同じですが、問題集の問われ方が難しいので、こちらで押さえてください。
- ・①の法令には上記のとおり法人税法や財務諸表等規則などが挙げられますが、①の法令違反＝**ただちに虚偽表示**となりますので、これらの法令を遵守していることについて十分かつ適切な監査証拠を入手する必要があります。
- ・また、②の法令違反＝**偶発債務や虚偽表示となる可能性**もあり、その結果＜Q6-20＞のような対応が求められることもありますので、②の法令について全く検討しない訳にはいきません。したがって、上記の(1)、(2)のように法令違反の識別に役立てるための手続の実施が求められます。
- ・なお、問題が**金融商品取引法を前提とした場合**、法令違反の出題には**法令違反等事実**を絡ませる可能性がありますので、法令違反等事実も併せて押さえておきましょう（P362、論文対策問題集 6-1-2）。

＜Q6-22＞後発事象に関する監査手続に関して、最も重要だと考えられる監査要点を述べたうえで、この監査要点の立証のために実施が必要とされる監査手続を簡潔に説明しなさい。（監査要点以外は暗記不要）

【解答例】（P276）

- ・後発事象は、期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象をいい、（修正後発事象であれば）財務諸表の修正が、（開示後発事象であれば）財務諸表における注記による開示が必要となる（【監基報】560「後発事象」.4(3)、5）。
- ・このため、監査人には、**これらの事象を全て識別したことについて十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない**とされている（【監基報】560.5）。
- ・したがって、後発事象に関する監査手続にあたって最も重要だと考えられる監査要点は、後発事象の識別に関する「**網羅性**」である。
- ・そのため、後発事象の発生の可能性、発生した場合の影響の度合いに関するリスク評価の結果を勘案して、少なくとも【監基報】560.6(1)～(4)の**監査手続を実施**するとともに（【監基報】560.6）、期末日後に発生し、かつ適用される財務報告の枠組みにより財務諸表の修正又は財務諸表における開示が要求される全ての事象が、適切に修正又は開示されていることについて経営者確認書を入手しなければならない（【監基報】560.8）

＜Q6-23＞継続企業の前提に関して、(1)監査人の責任を簡潔に述べるとともに、この責任を果たすうえで、(2)継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を識別した場合に求められる監査手続について述べなさい。（暗記不要）

【解答例】（P237、P239）

（(1)について）

- ・監査人は、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性について十分かつ適切な監査証拠を入手し結論付けるとともに、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるか否かを結論付ける責任がある（【監基報】570「継続企業」.6）。
- ・このため、監査人には、当該事象又は状況を識別した場合には、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかを判断するために十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない（【監基報】570.15）。

（(2)について）

- ・したがって、監査人は、事象又は状況を識別した場合には、少なくとも【監基報】570.15(1)～(5)に記載の追加的な監査手続を実施しなければならない（【監基報】570.15）。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・＜Q2-1-3＞も参照。

＜Q6-24＞ある被監査会社において、多額な営業損失を計上したことから一時的な資金不足が生じ、買掛金の支払遅延が発生している。つまり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が認められた。そこで、監査人が、継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性に関して当該会社の経営者に対して質問を行ったところ、経営者は、当該事象又は状況を改善するために、「メインバンクに対して借入金返済のリスケジュールの交渉を行うとともに、主要株主に対して第三者割当有償増資の申し出を行うことを予定している」という旨の回答を得た。この場合に、監査人に求められる監査手続について具体的に述べなさい。

【解答例】（P237、P239）

- ・監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を識別した場合には、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかを判断するために十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない（【監基報】570.15）。
- ・本問において、経営者は**当該事象又は状況を改善するための対応策**として、メインバンクに対して借入金返済のリスケジュールの交渉を行うとともに、主要株主に対して第三者割当有償増資の申し出を行うことを予定している。
- ・したがって、監査人は、**当該対応策の実施によって資金不足が解消されるかどうか**（すなわち、対応策の**効果**）、また、その**実行可能性**について検討する必要がある（【監基報】570.15(2)）。具体的には、これらの対応策が具体的に、かつ、組織として予定されていることについて、**取締役会等の議事録を閲覧**して確かめる。また、メインバンクや主要株主に対して企業からの申し出に**応じる意向があるかどうか書面によって質問（確認）**する。
- ・さらに、これらの経営者の対応策及びその実行可能性に関しての見解を記載した経営者確認書を入手する（【監基報】570.15(5)）。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・継続企業の前提に関する問題が事例問題として出題された場合には、本問のように、**対応策の内容について「効果」及び「実行可能性」の有無**を当てはめて考えさせる問題が想定されます。本問を通じて当てはめができるように訓練してください。
- ・このような対応策しかり、企業が策定した計画を検討するうえでの監査上のポイントは、当該計画がきちんと**組織として策定されたものかどうか**という点です。つまり、（代表取締役や経理担当取締役、あるいは経理部長個人が勝手に作成したものではなく）企業として策定され、組織としての承認、組織としてのオーソライズがあったかどうかという点が重要です。そのため、取締役会などの会議体による承認を確かめるために、**これらの会議体の議事録を閲覧**することが必要となります（＜Q6-10＞の⑦繰延税金資産の中長期事業計画も参照）。